に掲げる者との間で行うもの（イ、ロ、ホ又はツに掲げる者との間で行うものについては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イ～ソ　（略）

ツ　イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（令和七年外務省告示第三百七十五号）で定めるものをいう。）

○経済産業省告示第百四十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月二十九日から施行する。

令和七年九月二十八日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第１　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目番号	関税率表の番号等	貨物名
（略）	（略）	（略）	（略）
ロシア（原油及び石油製品についてはロシアを原産地とする場合に限る。）	（略）	（略）	（略）
イラン			輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項及び二の項の中欄に掲げる貨物、同表の三の項(二)7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）、同項(二)9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに同表の四の項の中欄に掲げる貨物

第２　（略）

改　正　前

二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第１　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目番号	関税率表の番号等	貨物名
（略）	（略）	（略）	（略）
ロシア（原油及び石油製品についてはロシアを原産地とする場合に限る。）	（略）	（略）	（略）
（新設）			（新設）

第２　（略）